エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の規定に基づく事由並びに経済産業大臣が定める期間を定める告示について

令和８年９月１８日
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

１．命令等の題名

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の規定に基づく事由並びに経済産業大臣が定める期間を定める告示

２．命令等の趣旨

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第３２条に基づき、エネルギー管理士試験の一部課目の免除の期間が令和８年１２月３１日までに終了する者については令和９年１２月３１日まで、同条の規定に基づく試験の一部課目の免除の期間が令和９年１２月３１日までに終了する者については令和１０年１２月３１日までとする。

３．意見公募手続きを実施しなかった理由

本件告示は、令和八年熊本地震対応の観点から、公益上緊急に告示の制定の必要があり、行政手続法第３９条第４項第１号に規定する「公益上、緊急に命令等を定める必要がある」場合に該当することから、意見公募を実施しませんでした。

※行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３ （略）

４ 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八 （略）